

三八地域歴史観光コンテンツ開発業務 企画提案募集要項

この要項は、「三八地域歴史観光コンテンツ開発業務」を実施するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により、受託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 事業の趣旨・目的

三八地域には歴史・文化遺産が多数存在し、各地域では発掘、研究、保存に取り組むだけでなく、観光に活用する動きが出てきている。また、南部町で行われている南部氏の歴史講座は、県内外の歴史ファンを中心に参加者が増加している。

ますます増える歴史観光の需要に対応するため、中世南部氏に関わりのある三八地域の歴史・文化遺産とこれらに関係する食等を融合した誘客につながる歴史観光コンテンツ及び歴史体験コンテンツを作成するものである。

2 業務名

三八地域歴史観光コンテンツ開発業務

3 業務の概要（詳細：別添「業務仕様書」を参照）

- (1) 歴史観光コンテンツの開発
- (2) 歴史体験コンテンツに関する消費者（観光客）のニーズ調査
- (3) パンフレット作成のための写真撮影

4 業務の経費

- (1) 委託業務の上限額
2,986,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※ なお、実際の契約金額は、委託先の決定後に、見積書を徴取して決定する。
- (2) 委託に含まれる経費
 - ① 事業全体を通して各取組で必要となる経費
 - ア 企画運営費
 - イ 受託者職員旅費
 - ② 歴史観光コンテンツの開発に要する経費
 - ア コーディネーター等に係る謝金・旅費
 - イ 資料作成費
 - ウ 会場使用料
 - ③ 歴史体験コンテンツに関する消費者（観光客）のニーズ調査に要する経費
 - ア ニーズ調査の設計（企画）
 - イ 調査結果の集計作業及び報告作業
 - ④ パンフレット作成のための写真撮影に要する経費
カメラマン等に係る謝金・旅費

5 業務の期間

契約締結の日から令和2年2月28日（金）まで

6 企画提案の概要

(1) 実施方法

公募により事業案を募集し、下記「8 審査方法及び結果通知」に定める書類審査を踏まえ、最も優れた提案を行ったと認められる者を本業務の受託候補者として選考する。

(2) 応募資格

応募資格を有する者は、応募する時点で、次の要件をすべて満たす者とする。

- ① 観光コンテンツ開発の実績を有する者であること。
- ② 国内に本店、支店または営業所等を有する者であること。
- ③ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 応募書類及び提出方法等

① 応募書類及び提出部数

ア 企画提案書（A4判）：5部

イ 経費見積書（様式1）（A4判）：5部

ウ 応募者の概要が分かる資料（会社案内等）：5部

エ 会社については商業登記簿の写し、各種法人については登記簿の写し：1部

オ 応募者の直近2期分の貸借対照表及び損益計算書又は同様の内容がわかるもの：1部

② 提出期限

令和元年8月2日（金）15時まで【必着】

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること

④ 提出場所

下記「12 書類の提出及び問合せ先」に同じ

7 企画提案書の記載事項

企画提案書には、以下の内容を盛り込むこと。

(1) 表紙には「三八地域歴史観光コンテンツ開発業務に係る企画提案」と記載の上、提案者名（会社名）を記載すること。

(2) 企画提案書の体裁はA4版（縦横は問わないが、両者が混在しないこと）、片面カラー印刷、クリップ留めとすること。

(3) 次に掲げる事項を含めて作成すること。

① 実施体制

本業務を実施する場合の業務責任者及び従事者について、職・氏名・年齢及び担当する業務内容について明記すること。

② 事業提案

具体的な取組内容と工夫点について記載すること。

③ スケジュール（作業工程、進行フロー等）

④ 事業実績

類似事業の実績について、受託年度、受託先、業務内容等を記載すること。

(4) 企画提案書は、1者1提案とすること。

- (5) 提出された企画提案書の取扱いは以下のとおりとする。
- ① 提出された企画提案書は委託先選定審査にのみ使用するものとし、返却しない。
 - ② 著作権は企画提案書提出者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。
 - ③ 県は、採用された企画提案書を原案とし、採用された者と協議の上、その一部を変更することができる。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の経費については、提出者の負担とする。

8 審査方法及び結果通知

- (1) 審査方法については、提出された企画提案書による書面審査とし、最も優れた企画提案を行った者を1者選定する。
- (2) 企画提案書の内容について、適宜、補足説明を求める場合がある。
- (3) 審査基準

審査項目	審査基準
実施体制	コンテンツ開発業務に合理的かつ適切に対応できる実施体制を整えているか。
企画内容	業務内容（業務仕様書）を理解した適切なものとなっているか。
スケジュール	業務の全体スケジュールは、無理のないものとなっているか。
コスト	業務規模と大きくかけ離れている場合、または、提案内容に対して極端に不自然な点はないか。

- (4) 企画提案書の審査結果については、書面審査終了後、速やかに文書で通知する。

9 契約手続

最優秀提案者の選定後、速やかに企画提案書等を基に業務仕様等の詳細を協議し、上限額の範囲内で委託契約を締結する。なお、その際には、採用された企画提案の一部変更を指示することがある。

10 質問の受付及び回答

- (1) 受付方法
本業務の内容・仕様等に関する質問は、電子メールで下記「12 書類の提出及び問合せ先」に提出すること。（様式任意）
- (2) 受付期限
令和元年7月18日（木）17時まで
- (3) 回答方法
質問への回答は、質問者宛てに電子メールで回答する。
（受信後は、受信した旨のメールを必ず送信すること）

11 業務開始までのスケジュール

令和元年7月12日（金）	募集開始
令和元年7月18日（木）17時まで	質問受付期限
令和元年8月2日（金）15時まで	応募書類 提出期限
令和元年8月中旬	審査結果通知

12 書類の提出及び問合せ先

〒039-1101 青森県八戸市大字尻内町字鴨田7
青森県三八地域県民局地域連携部 担当：渡邊
TEL：0178-27-3936（直通） FAX：0178-27-8171
E-mail：sa-renkei@pref.aomori.lg.jp

13 関連書類・様式

- (1) 業務仕様書
- (2) 経費見積書（様式1）

14 その他留意事項

最優秀提案者には、令和2年度に本事業の予算が採択された場合、業務を委託する可能性がある。